

# 空き家バンク制度

空き家を地域の資源として活用しよう！

放置すると事件や事故の原因に。  
空き家バンクへの登録を考えてみませんか。

小林市では、増え続ける空き家を利活用するため、小林市へ移住を希望する方へ売買や賃貸可能な空き家情報を提供する「空き家バンク制度」を運営しています。空き家を所有していて、「売りたい」、「貸したい」という方は、ぜひ地方創生課までご連絡ください。

## 空き家バンクへの登録と利用の流れ

### 空き家所有者

空き家物件の登録  
(売りたい・貸したい)  
を希望する人



#### ① 空き家物件の登録申込

空き家の売買・賃貸を希望する人は、所定の書類を市に提出してください。宅建業者に取引を依頼していない物件が対象です。

#### ② 物件確認

市職員が物件の現地確認に伺いますので、立ち会いをお願いします。

#### ③ 物件登録

物件が空き家バンクに登録するのに適切だと判断されると正式に登録となります。登録後、小林市のホームページ等で物件が紹介されます。

### 空き家バンク

(小林市役所)



※市では、空き家物件の情報提供や連絡調整は行いますが、あっせん・交渉・契約などは行っていません。

### 移住希望者

空き家の利用  
(買いたい・借りたい)  
を希望する人



#### ① 空き家物件情報の取得

移住希望者の方は、小林市ホームページから登録された物件を見て情報を取得します。

#### ② 利用登録・内覧申込

買いたい、借りたい物件がありましたら、市に空き家バンク利用登録と内覧申込をします。

#### ③ 物件の内覧

利用登録と内覧の申込後に、空き家所有者との内覧許可が出たら、空き家所有者と市の担当者立ち会いの下で内覧を行います。

### 交渉・契約

所有者と利用希望者の当事者間での交渉となりますが、宅建業者などに仲介を依頼することをおすすめします。



※空き家バンク制度は、移住者向けに空き家を紹介する制度です。  
※空き家バンクに登録できる物件は、宅建業者に取引を依頼していない物件が対象です。  
※空き家バンクに登録した物件の管理は市で行わず、所有者の方にしていただくことになります。  
※移住希望者との賃貸契約が成立した場合のみ、最大50万円の空き家バンク改修補助を利用できます。

お問い合わせ

小林市総合政策部

TEL : 0984-23-1148

FAX : 0984-23-6650

地方創生課

戦略推進グループ

Mail : k\_iju@city.kobayashi.lg.jp

小林市 空き家バンク

検索

